令和８年度第２回鹿児島県内水面漁場管理委員会

議　事　録

１　日程等

⑴　日　時

令和８年８月 21 日（金）午後１時 30 分から午後２時５分まで

⑵　場　所

県庁 10 階漁業調整委員会室

⑶　出席者

次頁のとおり

２　議事内容及び結果

⑴　知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について（諮問）

→　原案のとおり制限措置等を定めることを適当とする旨、答申することを決定

⑵　稚うなぎ漁業許可に関する取扱方針の改正について（協議）

→　原案のとおり取扱方針を改正することを決定

⑶　令和８年増殖実績の中間報告について（報告）

→　意見なし

令和８年度第２回鹿児島県内水面漁場管理委員会

日時：令和８年８月21日(金)　午後１時30分から

区　　分	氏　　名	出　　欠
学識経験者	（会長） 福留　己樹夫	○
漁業者代表	（会長職務代理者第１位） 出水　昭彦	○
漁業者代表	中村　博文	○
漁業者代表	山田　満	○
漁業者代表	下川　智美	×
採捕者等代表	別府　宏一	○
採捕者等代表	大田　勉	×
学識経験者	（会長職務代理者第２位） 吉田　明彦	○
学識経験者	國師　恵美子	×
学識経験者	安樂　和彦	○

（出席者）　７人

（欠席者）　３人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板坂　信明
次長（水産振興課漁業調整係長）	村田　圭助
書記（水産振興課漁業調整係主事）	中野　佑姫花
水産振興課漁業調整係水産技師	村上　晴輝

－　令和８年８月 21 日（金）午後１時 30 分開始　－

【開会】

〇板坂事務局長

それでは定刻となりましたので、令和８年度第２回鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催します。本日は、委員 10 名中７名の出席をいただいており、鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程第６条第１項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

なお、本日は大学生４名がインターンシップの一環として傍聴しておりますので、御報告いたします。

それでは、注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承を得た後に行うようにしてください。また、発言の際は、事務局がマイクをお渡しします。マイクがお手元に届いてから発言を行ってください。

それでは、議長に議事進行をお願いします。

〇福留議長

皆さんこんにちは。暑い中、御出席いただきありがとうございます。今日はインターンシップの学生さんが来ているということで、活発な議論をしたいと思っております。

最近、地震や水難事故などいろいろありましたけれども、また来週ぐらいに台風 18 号が来るみたいで。雨が降って大変なことになると思いますけども、川のほうには何もないことを祈っております。

それでは、議事に入ります前に議事録署名について、私から指名するということでよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

〇福留議長

今回は、出水委員と安樂委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〇出水委員、安樂委員

はい。

【議題１　知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について（諮問）】

〇福留議長

引き続き議事に入ります。議題１は「知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について」です。こちらは諮問事項です。執行部からの説明をお願いします。

〇事務局（村上水産技師）

水産振興課の村上です。稚うなぎ漁業について御説明いたします。資料１をお手元に準備ください。１枚目をおめくりください。

本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

（諮問文）

水振第 403 号
令和８年８月 21 日
（水産振興課扱い）

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において準用する第 42 条第１項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第 58 条において準用する第 42 条第３項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

もう１枚おめくりいただいて、資料１ページ目をご覧ください。
今回公示するのは「稚うなぎ漁業」に関する制限措置です。当該漁業につきましては、うなぎ養殖用の種苗となる稚うなぎの採捕を目的とした漁業です。漁業時期については例年同様 12 月から３月のうち、資源管理措置として操業日数を 90 日間に短縮しております。許可又は起業の認可をすべき者の数は合計 1,217 名で、うち８名がふくろ網の使用となっております。昨年度は制限措置の許可すべき者の数を 1、220 名で公示し、実際の許可数は 1,212 名、うち８名がふくろ網使用であり、昨年度の許可数と比べ５名増加しておりますが、制限措置上の許可数上限である 1,242（うちふくろ網 13）の範囲内ですので、許可を行って問題ないと考えております。続いて、操業区域の変更点について説明します。７ページ目をお開きください。整理番号 23 については、錦江町大根占うなぎ種苗採捕組合の操業区域に該当しております。これまでの操業実態を踏まえた標記とし、操業区域の適正化を図るため操業区域を（該当する河川の河口両岸まで）拡大しております。なお、当該採捕組合は操業区域の拡大に関し、関係漁協から同意を得ておりますので、許可を行って問題ないと考えております。
１枚戻りまして、５ページ下段を御覧ください。申請すべき期間は令和８年９月１日から９月 30 日までとします。許可の有効期間については令和４年に承認いただいたとおり、今回公示する漁業時期とします。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

〇福留議長
県からの説明が終わりました。ただいまの説明について御意見、御質問等はございませんでしょうか。

〇山田委員
昨年度の許可数と比べ、５名増加したとのことですが、採捕組合から要望があれば、

採捕者を増やすことは可能なのですか。

〇事務局（村上水産技師）
　御質問ありがとうございます。原則といたしまして、許可数の上限までであれば、増やすことは可能ではあるのですが、他の組合との許可数の公平性の兼ね合いだとか、あとはその採捕組合として、法に則った行為を行っているかなど、総合的な状況を加味しまして、決めていくことになっております。以上となります。

〇福留議長
　私からよろしいでしょうか。許可数の上限1,242名を超える要望があった際は、県はどのように人数を調整するのか教えてください。

〇事務局（村上水産技師）
　御質問ありがとうございます。上限を超えた要望があった場合は、関係海区漁業調整委員会の意見を聞いた上で、許可の基準、ここで言うところの優先順位を定めて、これに従って許可することを決めております。以上となります。

〇福留議長
　ありがとうございます。他に御質問等あればお願いいたします。
　特に意見等がないようですので、議題１の「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」は、原案のとおり定めることが適当である旨、答申してよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

〇福留議長
　それでは、そのように答申することに決定いたします。

【議題２　稚うなぎ漁業許可に関する取扱方針の改正について（協議）】
〇福留議長
　議題２は「稚うなぎ漁業許可に関する取扱方針の改正について」です。これは協議事項です。事務局から説明をお願いします。

〇事務局（村上水産技師）
　水産振興課の村上です。議題２について御説明いたします。資料２の３ページを御覧ください。本議題は、「稚うなぎ漁業許可に関する取扱方針」の改正について協議させていただくものです。
　まず、協議に至るまでの背景についてですが、うなぎの稚魚（13cm以下）については、令和７年に違法採捕・不透明な流通の問題を是正する目的から水産流通適正化法の対象となりまして、うなぎ稚魚を取引する際には取引記録の作成・記録保存等が義務付けられるようになったところです。このような対応状況を踏まえ、県では、うなぎ稚魚の流通の適正化に係る課題等を把握することを目的として、今年度より、うなぎ稚魚の

採捕報告等が正しく報告されているか調査を実施しております。県として、このような対応をしている中、実際に調査をするに際して、採捕報告を期限内に提出しない採捕者が見受けられ、実態把握に支障が生じております。さきほどから申し上げている採捕報告は、県規則に基づき採捕者が履行すべき義務であり、許可制度の適正な運用に当たっては、採捕報告を含めた法令遵守状況を適切に把握し、許可の適格性判断に反映させる必要があります。一方で、現行の稚うなぎ漁業許可に関する取扱方針では、許可の適格性を有しない者として、「法令に違反する行為により刑に処せられた者」を基準としているため、法令違反をしている場合であっても、刑事罰を伴わない違反については、適格性判断の際に考慮することが困難な状況となっています。採捕報告についても、調整規則により報告義務が課せられているものの、違反した際の罰則規定が設けられていないことから、報告をしない等の違反があった場合においても、刑事罰を科すことができません。このような状況から、現行の取扱方針では採捕報告をしない者に対して、適格性を有しないと判断できないところです。

このため、１ページ目に示しております取扱方針の改正案のとおり、取扱方針の第４項に示す適格性の基準を現行の「法令違反により刑に処せられた者」から「違反したものであり、かつ改善の余地が認められない者」に改正することで、報告義務違反が認められ、また、指導の上でも改善が認められない者に対して、許可の適格性判断をすることができるようになるものです。

今回協議させていただいた改正案については、９月１日に施行予定です。以上で説明を終わります。

〇福留議長

県からの説明が終わりました。

ただいまの説明について御意見、御質問等はないでしょうか。

〇安樂委員

今回、取扱方針が改正された際に、「許可の適格性を有しない者」というのは、具体的にどのような場合が想定されるのでしょうか。

〇事務局（村上水産技師）

御質問ありがとうございます。例えば、採捕者が義務付けられている「採捕報告」をしない場合に、県が採捕報告をするよう指導します。ただ、指導した上でも、指導に従わず採捕報告をしない。そういった者に対して「許可の適格性を有しない」と判断できるようにするようにしたものです。

〇安樂委員

ありがとうございます。せっかくなので教えていただきたいんですが、稚うなぎについては、採捕報告のデジタル化が導入されていて、県としては、採捕が行われた場合だけでなく、採捕がなかった場合についてもそのデジタル上で把握できる仕組みとなっているとの理解でよろしいでしょうか。

〇事務局（村上水産技師）
　御質問ありがとうございます。現時点では、採捕報告についてはデジタル化までは行っておらず、採捕組合等から紙の報告書を県へ提出していただいている状況です。そのため、報告をしない採捕者については県で把握できない状況となっております。

〇安樂委員
　つまり、何か正解があって、それに足りないことが分かる状況ではないということですかね。分かりました。

〇福留議長
　私からよろしいですか。分かる範囲で構わないのですけれども、今回のような取扱方針の改正について、他県でも同じようなことをやっている県があるのでしょうか。それとも鹿児島県だけが今のところ行おうとしているのでしょうか。

〇事務局（村上水産技師）
　今回の取扱方針の改正という意味での御質問かと思いますが、他県でどのような取扱方針としているかについては承知しておりません。もし参考となる資料等が必要であれば、後日お示しできればと思っております。

〇福留議長
　分かりました。他に御質問等はありませんか。
　特に意見等がないようですので、議題２の「稚うなぎ漁業の許可等に関する取扱方針について」は、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。

（異議なし）

〇福留議長
　それでは、そのように決定いたします。

〇安樂委員
　質問です。今、採捕者もＱＲコードを使って現場で採捕し、集荷場でシラスウナギの受渡しをしていると思いますが、そういったデジタルデータは県も見ることができないということでしょうか。

〇事務局（村上水産技師）
　ありがとうございます。現状について申し上げますと、デジタル化されているものとして、運転免許証のようなカード型の許可証を発給しており、それにＱＲコードが付されています。そのＱＲコードは採捕者と許可証を結び付けるものです。採捕者がシラスウナギを採捕し、検量場へ持ち込んで出荷する際に、検量機器でＱＲコードを読み取ることで、デジタル情報としてクラウドシステム上に記録されます。ただし、そのクラウド上のシステムを県が直接閲覧することは、現状ではできておりません。今年度、県と

して閲覧できないか検討しているところですが、今後どのような流れになるかはまだ分からない状況です。

〇安樂委員

つまり、数的に合わないというのは、ＱＲコードでデジタル的にひも付いた数量については報告されているけれども、例えば組合に対する採捕報告が欠落しているとか、そういった場合が生じるという理解でよろしいですか。

〇事務局（村上水産技師）

御質問ありがとうございます。先ほど説明した今年度からの調査というのは、採捕報告と出荷実績が一致しているかどうかを確認するためのものです。採捕者には県への採捕報告義務がありますので、県としては採捕報告を提出するよう指導しています。一方で、出荷実績については検量機器による情報がクラウド上に記録されています。そのクラウド上の情報と採捕報告が一致しているのか、いわゆる把握されていない数量がないのかを県で調査しているところです。したがって、採捕報告の情報がないと、出荷実績との照合ができませんので、そのため採捕報告を求めている状況です。

〇安樂委員

分かりました。ありがとうございます。

〇事務局（村田事務局次長）

少し補足して説明させていただきます。現在、許可証の中にＱＲコードがありますが、そのＱＲコードを使用することで、流通上の出荷に関するトレーサビリティを確保するためのシステムに登録する仕組みがあります。鹿児島県では昨年度頃から取り組んでおります。一方で、もう一つ必要な報告として、漁業法に基づく採捕報告、つまり採捕実績の報告があります。この２つは別のものであり、現在進めているデジタル化は、ＱＲコードによって取引記録をシステムに登録し、許可内容もＱＲコードにより確認できるようにする取組です。以上です。

〇福留議長

それでは先ほど承認しましたので、重複をしないようにそれに決定いたします。

【議題３　令和８年増殖実績の中間報告について（報告）】

〇福留議長

議題３は「令和８年増殖実績の中間報告について」です。これは報告事項です。事務局から説明をお願いします。

〇事務局（村上水産技師）

議題３「令和８年増殖実績の中間報告について」、資料３に基づいて御説明をいたします。１ページをご覧ください。

県内 14 の内水面漁協において、第５種共同漁業権が免許されていますが、内水面と

いう閉鎖的な水面に漁業権を免許するという事を鑑み、当該内水面が水産動植物の増殖に適していること、免許を受けたものが水産動植物の増殖を行うこと、の２つが条件となっておりまして、各漁業権者には資源の増殖が義務づけられています。

この増殖というのは、稚魚の放流や人工孵化放流、産卵場の造成など、積極的に人為的手段により、水産動植物の数や個体重量を増加させる行為を指します。そのため、漁具漁法の禁止や、漁期の短縮、禁漁区の設定等、消極的行為にとどまるものは増殖行為には含まれません。

１ページにまとめておりますのは、今年１月の委員会において定めた増殖目標に対する、６月末時点での放流状況で、グレーで網掛けしている箇所が各漁協の実績です。太枠で囲んでいる箇所は、６月末時点で目標未達のものです。各魚種の状況について、個別に御説明いたします。

始めに「あゆ」につきましては、毎年春に遡上してくる稚鮎を採捕したものを中心に放流を行っています。特に自河川であゆを採捕する漁協においては目標数量が高く設定されており、一部漁協では目標達成率が低い状況です。

続いて「こい」ですが、コイヘルペスウイルスの蔓延防止策として、放流は実施されておりません。

続いて「ふな」ですが、全ての漁協において目標達成率が０となっています。

ふなに関しては、放流時期はこれからで、各漁協、種苗販売業者と調整中と聞いております。

続いて、「うなぎ」ですが、未報告の検校川漁協以外は、100％達成しております。

続いて、「やまめ」ですが、現時点で目標未達成となっている広瀬川漁協については今後実施予定とのことです。

続いて、「もくずがに」「てながえび」ですが、こちらは今後実施予定の組合が多い状況です。

続いて、「おいかわ」ですが、こちらは広瀬川漁協のみの設定となっておりまして、今後実施予定とのことです。

なお、第 14 号検校川漁協は未報告となっています。

状況の説明は以上です。県としましては、目標の達成に向け、各漁協を指導していくこととしております。当方からの説明は以上です。

〇出水委員

あゆに関して、網掛川や霧島天降川は、昨年度の増殖実績も未達であったと思いますが、対応としては、産卵場の造成を予定しているということでございます。また、霧島天降川については親あゆを放流するとのことですが、造成については数量をどのように捉えるのか。

増殖目標自体は何キロという数量で皆さん設定されているわけですけれども、それに対しまして、産卵場の造成であればどのような値をもって対応するのか、それについてお伺いしたいと思います。

それと、今後の実施状況につきまして、県として確認していくのかも併せてお伺いします。

○事務局（村田事務局次長）
　御質問のあった産卵場造成をどの程度すれば、どれぐらいの放流キロ数に相当するかについてですが、今、資料を持ち合わせておりません。
　以前、広瀬川の方で増殖命令を発出した際に、あゆの場合に、ある程度これだけの平米数を整備すれば、このキログラム数の放流に相当するという形で、皆さんに御議論いただいたと思います。そのような形で、国の方でマニュアルが示されておりますので、今後どれぐらい実際に産卵場整備ができるかということを各河川にヒアリングし、「これは何キロ分に相当します」という形で確認しながら進めていきたいと思っております。
　また今後についても、資料に記載してあるような取組がしっかりできるよう、県の方でも取組状況等を確認しながら、必要に応じて助言を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○福留議長
　他に御質問等があればお願いします。

○中村委員
　網掛川にしろ天降川にしろ、非常にあゆの採捕数が減ってきております。
　私も霧島天降川漁協に所属する一人ですけれども、稚あゆを採る人の人数もかなり激減しておりまして、道具もかなり老朽化しております。また、去年の大雨で天然あゆも厳しい状況にありますし、網掛川でも河川工事が非常に多く入っております。そういう状況から見て、このまま行くと来年度もあゆの遡上が少なくなってくるのではないかと思います。それを踏まえて、この数量的なことを見直していかないと、非常に厳しい状況が今後も続くと思いますので、その点もしっかり勉強していただいて、手を打っていただいた方がいいと思います。以上です。

○出水委員
　各漁協においても、組合員の減少、そして経営が非常に厳しい状態が続いているわけです。その中で、増殖目標の数量が経営をさらに圧迫しているということも聞いております。県としてはどのように考えているのか、また、その増殖目標について見直す可能性があるのか教えてください。

○事務局（村田事務局次長）
　先ほどの中村委員からの御指摘と同じような内容だと認識しております。
　組合員数の減少や遊漁者数の減少、また漁協経営が厳しい状況にあることについても、県としてしっかり認識しているところです。
　一方で、増殖義務というのは漁業権の免許に付随する重要な責務でありますので、これも必要な取組であると考えております。その増殖目標ですが、魚種ごとの生態や漁場環境、過去の放流実績等も踏まえて現在設定されております。ただ、河川環境も変わってきていますし、水温等の環境も変化している状況もありますので、先ほどおっしゃられたように、漁協の経営が成り立つような増殖の在り方についても我々は考えていかな

ければならないと思っております。今後、各漁協の実情等も把握しながら、漁協経営との両立が図られるよう考えてまいりたいと思います。以上です。

〇中村委員

ぜひお願いしたいと思います。このままいくと組合が解散の危機になっています。やはり収入よりも支出の方が多い。目標を 100%達成するためには、どうしても資金が必要です。組合員数も何とか昔みたいに戻したいのですが、若手が入ってこないというのが現状でございますので、ぜひそのあたりを検討してください。それについて、自分たちが何かしなければならないことがあれば、それに対して取り組んでいきます

〇福留議長

他に質問等があればお願いいたします。

特にないようですので、議題３は報告事項なので、これで終了とします。

【その他】

〇福留議長

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様から何か他にありますでしょうか。あればお願いいたします。特にないでしょうか。

それでは事務局から何かありますか。ないようですので、これで第２回鹿児島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきありがとうございます。

【閉会】

〇板坂事務局長

これで本日の委員会は終了いたします。ありがとうございました。

－　令和８年８月 21 日（金）午後２時５分終了　－

議事録署名者

会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿